

## 金沢大学家計急変に関する緊急学生支援金貸与実施要項

令和6年1月6日

令和7年1月28日改正

学 長 裁 定

### 1. 目的

金沢大学（以下「本学」という。）家計急変に関する緊急学生支援金（以下「支援金」という。）は、家計の急変に伴い、学生生活が窮迫した本学学生に対し、修学上及び生活上必要となる資金を無利子・無保証人で迅速に貸与することにより、本学学生を救済・支援することを目的とする。

### 2. 対象

支援金に申請できる者は、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変した本学の正規学生であって、日本学生支援機構奨学金（外国人留学生対象のものを除く。）の申請資格があり、新規申請又は増額申請を希望する者とする。

### 3. 支援内容

- （1）在学期間中において原則として1回限り、かつ、上限10万円（5万円単位で金額設定）を支援金として無利子・無保証人で貸与する。ただし、申請学期の授業料未納者に限り、上限25万円まで貸与することができる。
- （2）前号に定めるもののほか、学長が特に必要があると認めた範囲で貸与する場合がある。

### 4. 財源

支援金は金沢大学基金から支弁するものとする。

### 5. 申請手続等

申請手続等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）申請は、原則として急変事由発生日から3か月以内に、別途定める方法で行うものとする。
- （2）支援金は、申請者が授業料の振替口座として本学に登録している預金口座（父母等の名義の場合を含む。）に入金するものとする。
- （3）支援金の入金をもって、貸与したものとする。

### 6. 返済方法等

返済方法等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）支援金の返済は、本学の指定する預金口座に、貸与を受けた全額を一括して、振り込むものとする。ただし、分納を認めることがある。
- （2）支援金の返済期限は、原則として、在学期間の末日とする。ただし、卒業・修了後に学内進学する者は当該進学先の標準修業年限の末日まで返済期限を延長することができる。
- （3）不測の事態等により、前号に定める返済期限までに支援金を返済できない場合の取り扱いは、別途定めるものとする。

### 附 則

この要項は、令和6年1月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年1月28日から施行する。